

役員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人三社会（以下「法人」という）の定款第8条に基づき理事及び事務局業務における報酬を定める。
- 2 本規定で役員とは理事及び監事をいう。

(報酬対象)

- 第2条 役員に対し以下の場合には報酬を支給する。
- ①理事長・・・・事務局業務、理事会及び施設の主要行事への出席
 - ②理事・・・・理事会への出席
 - ③監事・・・・理事会への出席及び法人・施設監事監査
 - ④評議員・・・・評議員会への出席
 - ⑤評議員選任・解任委員・・・・評議員選任・解任委員会への出席

(報酬額)

- 第3条 前条の報酬は日給制とし1回当たり10,315円とする。
- なお、監事の監事監査については、15,473円とする。

(控除)

- 第4条 報酬からは以下のものを控除して支給するものとする。
- (1) 源泉所得税

(支給方法)

- 第5条 理事会または監事監査の場合は現金支給とする。
- 2 前項の規定にかかわらず理事長への支払方法は、別に定めることができる。

(改廃)

- 第6条 理事会において過半数の合意により改廃することができる。

付則

- 平成23年4月1日より施行する。
- 平成24年1月22日に改正して、平成23年4月1日に遡及して適用する。
- 平成25年3月24日に改正して、平成25年4月1日より適用する。
- 平成26年3月23日に改正して、平成26年4月1日より適用する。
- 平成29年2月19日に改正して、平成29年4月1日より適用する。